

整理番号	31
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
【経常的経費】	
6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2021年4月4日	支出額	700 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載		

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

議員本人 事務所へ

領収書

-----車室 No.33-----

入庫時刻 04月24日 17時15分
 精算時刻 04月24日 23時52分

受領金額 700円
 2021年04月24日23時53分 発行

マルエツ入間川店第1 駐車場

⑤
中
川
浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 35

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2021年4月6日	支出額	56,352円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃 5月分		
※ 使途基準の「主な例」を参考に記載			

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口 歴 名 義 中川 浩

03-426 親8 *70,000
03-426 為替手数料 *440

70,000円 + 440円 = 70,440円
70,440円 × 80% = 56,352円

事務所家賃(5月分)として

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番	お取引内容
030426	0295242	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
1803		***
時刻	税込手数料	お取引金額
15:37	¥440*	¥70,000*
お取引できない場合	残高	***

ご案内	*****	
お振込先は		
[Redacted]		
ご依頼人は		
ナカガワ ヒロシ様		

と。
ない場合は、別紙を使用すること。
(を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号	20
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 ⑩: 交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2021年5月9日	支出額	1,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	馬主車場代
※ 使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

議員本人 事務印へ

領収書

車室 No. 34

入庫時刻 05月09日 10時36分
 精算時刻 05月09日 18時31分

受領金額 1000円
 時間券(S01) 2枚
 2021年05月09日18時32分 発行

マルエツ入間川店第1駐車場

⑤
中
川
浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 30

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年5月14日	支出額	200 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代		
※使途基準の「主な例」を参考に記載			

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

議員本人 事務所へ

領収書

車室 N

⑤
中
14
浩

入庫時刻 05月14日 13時31分
精算時刻 05月14日 17時26分

受領金額 200円
時間券(S01) 2枚
2021年05月14日17時27分 発行

マルエツ入間川店第1駐車場

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 33

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2021年5月18日(水)	支出額	1,300 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	<p>駐車場代</p> <p>※ 使途基準の「主な例」を参考に記載</p>
-----	---------------------------------------

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部 友松先 議員 本人(事務所)

$600円 + 400円 + 300円 = 1300円$

⑤ 中川 浩

⑤ 中川 浩

⑤ 中川 浩

..... 領収書

----- 車室 No.33 -----

入庫時刻 05月18日 12時07分
 精算時刻 05月18日 17時49分

受領金額 600円
 時間券(S01) 2枚
 2021年05月18日17時50分 発行

----- マルエツ入間川店第1 駐車場 -----

..... 領収書

----- 車室 No.29 -----

入庫時刻 05月27日 16時14分
 精算時刻 05月27日 21時09分

受領金額 400円
 時間券(S01) 2枚
 2021年05月27日21時09分 発行

----- マルエツ入間川店第1 駐車場 -----

..... 領収書

----- 車室 No.35 -----

入庫時刻 05月27日 11時15分
 精算時刻 05月27日 15時45分

受領金額 300円
 時間券(S01) 2枚
 2021年05月27日15時45分 発行

----- マルエツ入間川店第1 駐車場 -----

※ 領収書は重ねて貼付し.....
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 26

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年5月24日	支出額	56,352 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	-------------------------------

使途	事務所家賃 6月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	--------------------------------

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

70,000円 + ④ 440円 = 70,440円
70,440円 × 80% = 56,352
貸借契約書 添付

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は改訂版を使用しております。

年月日	取扱店番	お取引内容
030524	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01200005		***
		お取引金額
*****		¥70,000*

お取引できない場合	残高	***
手数料	税込手数料	おつり
1.48	440*	
事務所家賃		
ナカカワ ヒロシ様		

お振込先・お受取人 ご依頼人

合は、別紙を使用すること。
[と。]

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	██████████
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号	1
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年6月1日	支出額	600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	---------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

議員本人 事務印へ

領収書

-----車室 No.19-----

入庫時刻 06月01日 11時04分
 精算時刻 06月01日 16時36分

受領金額 600円
 時間券(S01) 2枚
 2021年06月01日16時36分 発行

⑤
中
川
浩

マルエツ入間川店第1駐車場

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 34

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日 2024年6月28日	支出額 56,352 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使途	事務所家賃 7月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

口座名義
中川 浩

3-628 振込8 *70,000
3-628 為替手数料 *440

$$(70,000円 + 440円) \times 80\%$$

$$= 56,352円$$

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030628	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
03820005	***	***
お取引金額		¥70,000*

お取引できない場合	残高	***
特例	振込手数料	おつり
0.47	¥440*	

お振込先・お受取人
ご依頼人

ナカガワ ヒロシ様

事務所家賃

場合は、別紙を使用すること。
(こと。)

※ 領収書宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。(3 年間)
----	---------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 31

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年7月26日	支出額	56,352 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 8月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	事務所。家賃として
---------	--------------	-----------

口座名義
中川 浩

03-726 振込8 | *70,000 | [REDACTED]
03-726 為替手数料 | *440 | フリコム テスウリヨウ

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
030726	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02380005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		
*****		¥70,000*

お振替 できない場合	残高	
		* * *
降利率	税込手数料	おつり
2.46	440*	
お振込先 お受取人 ご依頼人	事務所 家賃として ナカカワ ヒロシ様	

$$(70,000円 + ⑦) 440円 \times 80\% = 56,352円$$

い場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[REDACTED]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐輪場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要するを負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号

33

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年7月29日	支出額	500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載		

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	事務所 駐車場の代替利用として 500円
<p>-----車室 No.36-----</p> <p>入庫時刻 07月29日 10時48分 精算時刻 07月29日 16時15分</p> <p>受領金額 500円 時間券(S01) 2枚 2021年07月29日16時16分 発行</p> <p>⑤ 中 川 浩</p> <p>-----マルエツ入間川店第1駐車場-----</p>		
<p>※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)</p>		
<p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>		

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日	~	2023年3月31日	(3 年)
----	---------	----	-----------	---	------------	--------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐輪場	月額	0
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0
その他		0 円	その他		0 円	その他		0
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人			

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。	(3 年間)
----	-------------------	----------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 26

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2021年9月30日	支出額	5,6352円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	------------------------------

使途	事務所家賃 10月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
	口座名義 中川 浩
03-930 振込	*70,000
03-930 為替手数料	*440 フリコミ テスウリヨウ

$70,000円 + ④ 440円 = 70,440円$
 $70,440円 \times 80\% = 56,352円$

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0309300295123		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
03800005		***
		お取引金額
*****		¥70,000*

お取引できない場合	残高	***
特約.11	取引手数料	440*
お振込先・お受取人 ご依頼人 ナカカワ ヒロシ様		

③ 事務所家賃 10月分

い場合は、別紙を使用すること。
(付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 P
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 P
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 P
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 P
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 P

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日 2021年10月25日	支出額 56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使途	事務所家賃 11月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

$$(70,000円 + 330円) \times 80\% = 56,264円$$

031025 振込 70,000
031025 為替手数料 330

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
031025	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02620005	***	***
お取引金額		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	***
積算	税引率	おつり
15	330*	
お振込先・お受取人 ご依頼人 ナカガワ ヒロシ様		

事務所家賃 11月分と

場合は、別紙を使用すること。
(すこと。)

※ 宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[REDACTED]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1, 2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 F
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 F
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 F
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 F
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 F

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 24

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和3年2月27日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 R4.1月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義

中川 浩

$$(70,000円 + 330円) \times 80\%$$

$$= 56,264円$$

03-1227 振込8

★70,000

03-1227 為替手数料

★330

フリコム テスウリヨウ

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
031227	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02050005	*****	*****
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	

特型 . 25	税込手数料 330*	おつり

お振込先・お受取人
ご依頼人

事務所家賃
ナカカワ ヒロシ様

い場合は、別紙を使用すること。
すこと。)

し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、
余白に補記すること。)

※ 頁
列

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1.2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 F
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 F
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 F
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 F
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 F

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 28

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年1月26日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 2月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

口松和義 中川三吉

04-120 郵送8

*70,000

04-120 為替手数料

*330 フリコメ テスウリヨウ

70,000円 + 330円 = 70,330円

70,330円 × 80% = 56,264円

③ 事務所家賃(2月分)として

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は有効期間がございません。

年月日	取扱店番	お取引内容
040120	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01400005	██████████	██████████
お取引金額		¥70,000*

お取引できない場合	残高	***
円3.30	円330*	おつり
お振込先・お振込人 ご依頼人		
ナカカワ ヒロシ様		

よい場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0
その他		0 円	その他		0 円	その他		0
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人			

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和4年2月21日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 3月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義
中川浩

04-221 振込	★70,000	
04-221 為替手数料	★330	フリコム テスウリヨウ

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040221	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02730005		***
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	
		* * *
14.35	為替手数料	★330*
お振り込先・お受取人 ご依頼人 サカカワ ヒロシ様		

$$(70000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

事務所家賃(3月分)
として

い場合は、別紙を使用すること。
(付すこと。)

※ 領収書等には、①平方口、②立戻、③戻金、④代、⑤代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 23

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年3月10日 他	支出額	700 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

支払先 マルエツ入間川店
第1駐車場

事務所 駐車場の代替と

領収書

領収書

-----車室 No.29-----
 入庫時刻 03月10日 10時36分
 精算時刻 03月10日 14時06分
 受領金額 100円
 時間券(S01) 2枚
 2022年03月10日14時07分 発行

 マルエツ入間川店第1駐車場

-----車室 No.29-----
 入庫時刻 03月14日 10時41分
 精算時刻 03月14日 16時20分
 受領金額 600円
 時間券(S01) 2枚
 2022年03月14日16時20分 発行

 マルエツ入間川店第1駐車場

⑤中川 浩

⑤中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 25

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年3月14日	支出額	56264円 ※政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃 4月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載		

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義 中川 浩
04-3-14 818 *70,000
04-3-14 為替手数料 *330 | 7リコエ テスクリヨウ

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040314	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02000005		***
お取引金額		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	***
特記.41	税引手数料	おつり
	¥330*	
お振込先 お受取人 ご依頼人 ナカカワ ヒロシ様		

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

事務所家賃(4月分)として

い場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

※ 宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 P
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 P
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 P
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 P
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 P

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。